

各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会設置要綱

(平成18年1月5日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市における要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ）、要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。）、特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。）及びドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者並びにこれらの家族（以下これらを「要保護児童等」という。）の早期発見、早期対応、適切な援助及び発生防止のための施策を実施するために関係機関相互の連携を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、法第25条の2第1項の規定に基づき、各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

(業務)

第4条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステムの検討
- (2) 児童虐待に関する情報の交換
- (3) DV被害者に関する情報の交換
- (4) その他必要な事項

(会議)

第5条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議により行うものとする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童等の支援に係るシステム全般に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態の把握に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

- 2 代表者会議の委員は、別表に掲げる関係機関等が推薦する者から市長が委嘱し、又は、任命し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 代表者会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、代表者会議の会務を総理するとともに、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童等の情報の収集及び交換
 - (2) 要保護児童等の支援の内容及び方法の検討
 - (3) その他要保護児童等の支援の実施に関し必要な事項
- 2 実務者会議は、別表に掲げる関係機関等の実務者をもって組織する。
 - 3 実務者会議の会議は、各務原市福祉事務所長が招集し、各務原市福祉事務所長が指名する各務原市福祉事務所の職員がその議長となる。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の事例に関する事項を担当し、当該事例に係る関係機関等の担当者をもって組織する。

- 2 個別ケース検討会議は、必要に応じて関係機関等の担当者が招集し、その議長となる。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、各務原市福祉事務所を要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に指定する。

- 2 調整機関は、法第25条の2第5項に規定する業務を行う。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員又は構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、協議会の職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部こども家庭センターで処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命された代表者会議の構成員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命した日から平成18年3月31日までとする。
- 3 各務原市児童虐待防止連絡会設置要綱（平成14年12月13日決裁）は、廃止する。

附 則（平成19年8月20日決裁）

この要綱は、平成19年8月20日から施行する

附 則（平成26年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

区 分	関係機関等
福祉関係	岐阜県中央子ども相談センター 各務原市民生委員児童委員協議会 各務原市福祉事務所 各務原市内の保育所及び認定こども園（保育所型・幼保連携型） 子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」 岐阜県女性支援相談センター 各務原市基幹相談支援センター
保健医療関係	一般社団法人各務原市医師会 公立学校共済組合東海中央病院 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

	岐阜県岐阜保健所
教育関係	各務原市立の小学校及び中学校 各務原市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園型・幼保連携型） 各務原市教育委員会
警察関係	岐阜県各務原警察署
人権擁護関係	岐阜人権擁護委員協議会各務原地区部会